

斑点米カメムシ類臨時特例対策のご案内

令和7年産米の安定供給を図るため、斑点米カメムシ類に対する追加防除を支援します。

支援内容及び要件

以下要件を満たしたカメムシ類に対する2回目(追加)の防除に対し、必要な農薬の購入費やサービス事業体等に防除を依頼する際の委託費を支援します。

【要件】

- ① 令和7年産の主食用米(酒造好適米を含む)であること。
- ② 斑点米カメムシ類に対して、1回の薬剤防除を行ってなお、県が定める要防除水準を超える斑点米カメムシ類の発生が確認され、2回目の防除を行ったほ場。
- ③ 集落単位または20ha以上の一連のまとまりをもったほ場における一斉防除であること。
- ④ 8月7日以降に実施された防除であること。
※県が追加防除の指導を行った地区であることが要件とされているため、追加防除を検討されている農業者は県にご相談ください
- ⑤ 収穫後に次期作に向けて斑点米カメムシ類低減のため、残さのすきこみや畦畔の草刈り等の管理に取り組むこと。

補助金

1,000円 / 10a

助成対象者

- ・農業者
- ・農事組合法人、農地所有適格化法人、特定農業団体
- ・その他農業者(農業生産活動を行う個人又は法人)の組織する団体

申請について

- 事業実施主体が助成対象者の申請を取りまとめ県に提出することとなっています。
- 事業実施主体については、現在調整中です。
- 申請を検討されている農業者は防除の証拠書類(作業日誌、農薬の購入記録、委託防除の場合は契約書、領収書)を保存願います。
- また、農業者自身でも、1回目の防除の後に、カメムシ類の発生状況を調査し、記録に残してください(調査方法は県のホームページに掲載しています)。

お問い合わせ先

◆防除に関すること、補助金申請について

大津・南部	農産普及課	077-567-5412
甲賀	農産普及課	0748-63-6127
東近江	農産普及課	0748-22-7727
湖東	農産普及課	0749-27-2228
湖北	農産普及課	0749-65-6630
高島	農産普及課	0740-22-6025

◆事業全般に関すること

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課

TEL:077-528-3842

E-mail:kankyojugai@pref.shiga.lg.jp

滋賀県 カメムシ緊急防除



検索

